

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

上三川町長

## 公表日

令和2年6月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び町要領(上三川町風しん、麻しん風しん予防接種費用助成実施要領、上三川町高齢者肺炎球菌予防接種費用助成実施要領、上三川町子宮頸がん等ワクチン接種事業実施要領、上三川町任意予防接種費用助成実施要綱)の規定に基づき、予防接種に係る事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種の実施にかかる対象者把握            ②予防接種の記録と保存及び管理            ③健康被害の救済措置            ④未接種者への接種勧奨            ⑤統計報告資料作成、データ分析等</p> <p>なお、予防接種対象者への勧奨通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、第9条第2項、別表第一の第10項 並びに内閣府・総務省令第10条 上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<p>【別表第二における情報照会の根拠】            番号法第19条7号、別表第二の第16の2、16の3、17、18、19項            並びに内閣府・総務省令第12の2、12の2の2、12の3、13、13の2条</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】            番号法第19条7号、別表第二の第16の2項            並びに内閣府・総務省令第12の2条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月18日	1 関連情報②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	予防接種法及び町要領(上三川町風しん、麻しん風しん予防接種費用助成実施要領、上三川町高齢者肺炎球菌予防接種費用助成実施要領、上三川町子宮頸がん等ワクチン接種事業実施要領)の規定に基づき、予防接種に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施にかかる対象者把握 ②予防接種の記録と保存及び管理 ③健康被害の救済措置 ④未接種者への接種勧奨 ⑤統計報告資料作成、データ分析等	事後	
平成28年3月18日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10項 並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、第9条第2項、別表第一の第10項 並びに内閣府・総務省令第10条 上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	
平成28年3月18日	5 評価実施期間における担当部署②所属長	健康課長 柴田 利江	健康課長 渡辺 誠司	事後	
平成29年3月31日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法及び町要領(上三川町風しん、麻しん風しん予防接種費用助成実施要領、上三川町高齢者肺炎球菌予防接種費用助成実施要領、上三川町子宮頸がん等ワクチン接種事業実施要領)の規定に基づき、予防接種に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施にかかる対象者把握 ②予防接種の記録と保存及び管理 ③健康被害の救済措置 ④未接種者への接種勧奨 ⑤統計報告資料作成、データ分析等	予防接種法及び町要領(上三川町風しん、麻しん風しん予防接種費用助成実施要領、上三川町高齢者肺炎球菌予防接種費用助成実施要領、上三川町子宮頸がん等ワクチン接種事業実施要領、上三川町任意予防接種費用助成実施要領)の規定に基づき、予防接種に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施にかかる対象者把握 ②予防接種の記録と保存及び管理 ③健康被害の救済措置 ④未接種者への接種勧奨 ⑤統計報告資料作成、データ分析等 なお、予防接種対象者への勧奨通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
平成29年3月31日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署②所属長	健康課長 渡辺 誠司	健康課長 梅沢 正春	事後	
平成29年3月31日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項 並びに内閣府・総務省令第13条  【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、17、18、19項 並びに内閣府・総務省令第12の2、12の3、13、13の2条  【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項 並びに内閣府・総務省令第12の2条	事前	
平成30年3月30日	評価実施機関名	上三川町	上三川町長	事後	体裁を整えるため
令和1年6月30日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署①部署	健康課	子ども家庭課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年6月30日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署②所属長	健康課長 梅沢 正春	子ども家庭課長	事後	機構改革に伴う変更
令和1年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	子ども家庭課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	機構改革に伴う変更
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	健康課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	子ども家庭課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	機構改革に伴う変更
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数/いつ時点の計数か	平成26年12月22日時点	平成31年2月1日時点	事後	予防接種法改正に伴う変更
令和1年6月30日	2. 取扱者数/いつの時点の計数か	平成26年12月22日時点	平成31年4月1日時点	事後	機構改革に伴う変更
令和1年6月30日	IV リスク対策	なし	様式追加	事後	
令和2年6月3日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、17、18、19項 並びに内閣府・総務省令第12の2、12の3、13、13の2条  【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項 並びに内閣府・総務省令第12の2条	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、16の3、17、18、19項 並びに内閣府・総務省令第12の2、12の2の2、12の3、13、13の2条  【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項 並びに内閣府・総務省令第12の2条	事後	